（確認記録の作成方法）

第十九条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（トに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　［略］

［号の細分を削る。］

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ニ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報若しくはその写し

ホ　第六条第一項第一号チ若しくはヨ（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し（当該補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該本人確認書類の写し及び当該補完書類又はその写し）

［号の細分を削る。］

ヘ　第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

ト　第六条第一項第一号ルからワまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

チ　第六条第一項第一号カ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

リ～カ　［略］

2　［略］

（確認記録の作成方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

二　次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヨまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リに掲げる場合にあっては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

イ　［同上］

ロ　第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第六条第一項第一号ヘ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ　第六条第一項第一号ト（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又はその写し

ホ　第六条第一項第一号チ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類若しくはその写し、当該半導体集積回路に記録された氏名、住居及び生年月日の情報又は当該本人確認用画像情報若しくはその写し

ヘ　第六条第一項第一号リ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法又は第十二条第二項の規定により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写し

ト　第六条第一項第一号ヌに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該本人確認書類の写し

チ　第六条第一項第一号ル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該特定電磁的記録又はその写し

リ　第六条第一項第一号ワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

［号の細分を加える。］

ヌ～ヨ　［同上］

2　［同上］